

令和5年4月24日

～令和5年度創設 菊池市への転入を促進～

新たに子育て世帯向けの移住支援および宅地開発支援を行います！

TSMCの進出を受けて、菊池地域では関連産業の進出や人口増加、集合住宅の開発などのさまざまな変化が起きている。本市ではこのような変化を受けて、定住人口の増加を図るため、①菊池市子育て世帯移住支援事業補助金、②菊池市民間宅地開発補助金を創設しました。特に、①は県内初となる子育て世帯向けの補助金で、最大70万円の補助を受けることができます。

①菊池市子育て世帯移住支援事業補助金

○補助対象者

- ・申請者が、令和5年4月1日以降に転入した子育て世帯の未就学児の保護者であること。
- ・申請者又は同一世帯員が、菊池市内に居住するための住宅を新築、購入などしていること。

○補助金額

- ・帯同する未就学児が1人の世帯：30万円、2人以上の世帯：40万円

※旭志地域へ転入した世帯には30万円を加算

【市ホームページ】<https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1322/3806.html>

②菊池市民間宅地開発補助金

○補助対象者

- ・別紙の補助要件を満たす宅地開発事業を実施する方

○補助金額

新設する道路の総延長に1m当たり45,000円を乗じて得た額（上限500万円）。

※申請額の総額が当該年度の予算額を超える場合は、予算の範囲内までとします。

【市ホームページ】<https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1043/3614.html>

【関連するSDGsの17のゴール】



■本件に関するお問い合わせ先

①菊池市子育て世帯移住支援事業補助金について

地域振興課集落・定住支援室 担当：原田、野中、松原

TEL：0968(25)7250 FAX：0968(25)1113 MAIL：chiiki@city.kikuchi.lg.jp

②菊池市民間宅地開発補助金について

地域開発推進室 担当：久川、清水、堀川、坂本

TEL：0968(41)8171 FAX：0968(25)5398 MAIL：chiikikaihatsu@city.kikuchi.lg.jp





子育て世帯の 移住支援を

開始します

令和5年4月1日から

菊池市外から転入し、市内に住居を新築、購入された
子育て世帯※の方に補助金を交付します。

※子育て世帯：未就学児（6歳未満）が同一世帯内に
1名以上いる世帯

未就学児が
1名の世帯

30
万円

未就学児が
2名以上の世帯

40
万円

さらに
旭志地域へ
転入した世帯

+ 30
万円

補助対象は裏面のチェックリストで確認できます >>>



お申込み・お問い合わせ

菊池市役所

地域振興課

集落・定住支援室

住所 熊本県菊池市隈府888番地

電話 0968-25-7250

メール chiiki@city.kikuchi.lg.jp

菊池市子育て世帯移住支援事業補助金に係るチェックリスト

○補助対象者

- 1. 令和5年4月1日以降に転入した子育て世帯で未就学児の保護者
- 2. 申請者及び同一世帯員が転入日の前日まで連続して1年以上菊池市外に住民票があること
- 3. 菊池市内に住居を新築、購入等していること
- 4. 申請者が、転入前の市区町村において税の未納がない者であること
- 5. 国、県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けていないこと
- 6. 申請者及び世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと
- 7. 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

○提出書類

※様式1号、2号、3号はホームページからダウンロードできます。

- 1. 交付申請書（様式1号）
- 2. 誓約書（様式第2号）
- 3. 菊池市子育て世帯移住支援事業補助金交付請求書（様式第3号）
- 4. 顔写真付きの身分証明書（免許証やマイナンバーカード等）
- 5. 世帯全員分の戸籍の附票の写し
- 6. 新築、購入等した住宅及びその敷地の全部事項証明書
- 7. 転入前の市区町村での税の未納がない証明書

補助金についてご不明な点がある方はお気軽にご相談ください。

菊池市子育て世帯移住支援事業補助金に関する情報はこちら >>>



その他移住に関する情報はこちら >>>



※ホームページの問い合わせフォームからもお問い合わせいただけます。



お申込み・お問い合わせ

菊池市役所

地域振興課
集落・定住支援室

住所 熊本県菊池市隈府888番地

電話 0968-25-7250

メール chiiki@city.kikuchi.lg.jp

菊池市宅地開発事業補助金制度のご案内

菊池市では、居住誘導区域や低未利用地の宅地化を推進することで、定住人口の増加を図るため、一定の要件を満たす宅地開発事業を実施する方を対象に、当該事業に要する道路及び側溝の工事費用の一部を補助します。

【補助金名称】

菊池市民間宅地開発補助金

【補助要件】（次に掲げる要件を全て満たす必要があります）

- (1) 市が定める対象区域※1 内で実施される建築基準法、都市計画法等の関係法令等の基準を満たす宅地開発事業であること
- (2) 予定建築物の用途が一戸建て専用住宅であること
- (3) 新たに4区画以上かつ1区画180㎡以上の分譲を目的としたもの
- (4) 宅地開発事業で次のいずれかに該当する道路及び側溝を設置するもの
 - ・開発許可による道路（建築基準法第42条第1項第2号）
 - ・熊本県が位置の指定を行った道路（建築基準法第42条第1項第5号）又は熊本県道路位置指定取扱要綱に準ずる道路

(注) 補助事業は、交付決定の日からその日の属する年度の2月末日までに完了する事業が対象となります。

【補助金額】

新設する道路の総延長(メートル単位とし少数第2位以下切り捨て)に1m当たり45,000円を乗じて得た額。(上限5,000,000円)ただし、申請額の総額が当該年度の予算額を超える場合は、予算の範囲内までとします。

※1

対象区域	(1) 旭志小学校を中心とするおおむね半径2キロメートル円の範囲内の区域（小学校区外は除く。） (2) 菊池北小学校及び七城小学校を中心とするおおむね半径1.5キロメートル円の範囲内の区域（小学校区外は除く。） (3) 戸崎小学校、花房小学校、泗水西小学校及び泗水東小学校の小学校区全域 (4) 居住誘導区域内（本市都市計画上の居住誘導区域内） (5) 宅地開発事業を行う土地が(1)から(4)までの対象区域の内外にわたる場合であって、その土地の一部が(1)から(4)までの対象区域内に属するときは、当該土地の全部を対象区域とする
------	---

【問合せ先】

菊池市役所建設部地域開発推進室 TEL : 0968-41-8171